

令和6年度に支給する大川広域行政組合会計年度任用職員の
期末手当の特例措置に関する規則

〔 令和6年3月29日 〕
規 則 第 9 号

(趣旨)

第1条 この規則は、大川広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大川広域行政組合条例第8号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）附則第4項及び附則第5項の規定に基づき、会計年度任用職員給与条例に定めるもののほか、令和6年度に支給する大川広域行政組合会計年度任用職員の期末手当の特例措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(財源)

第2条 期末手当の財源は、大川広域行政組合さざんか荘の介護サービス事業所に係る介護職員処遇改善加算の受給を前提として支給するものとする。

(期末手当の支給対象者)

第3条 この規則における期末手当の支給対象者は、支給月の初日に大川広域行政組合に在籍する次の各号に定めるフルタイム会計年度任用職員又はパートタイム会計年度任用職員（以下、単に「会計年度任用職員」という。）とする。

- (1) 介護職員及び介護補助員
- (2) 訪問介護員
- (3) その他管理者が必要と認める職員

(期末手当基礎額)

第4条 期末手当基礎額は、基準日におけるその会計年度任用職員の給料月額又は月額報酬額とする。この場合において、日額報酬又は時間額報酬の会計年度任用職員の期末手当基礎額は、基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6ヶ月以内の在職期間における報酬の1月当たりの平均額とする。

2 前項の期末手当の基礎額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(期末手当の支給及び支給基準)

第5条 会計年度任用職員給与条例附則第4項に規定する「管理者が別に定める率」は、次のとおりとする。

- (1) 令和6年6月期 100分の122.5
- (2) 令和6年12月期 100分の122.5

2 前項の期末手当の支給は、期末手当支給基準（別表）によるものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、令和6年度に支給する大川広域行政組合会計年度任用職員の期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(令和6年6月1日以降の加算の読み替え)
- 2 この規則の施行後において令和6年6月1日以降の期末手当の支給に充てる加算は、第2条中「介護職員処遇改善加算」とあるのは「介護職員等処遇改善加算」と読み替えるものとする。
(この規則の失効)
- 3 この規則は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第5条関係)

期末手当支給基準

第1 期末手当の基準支給率等

期末手当の基準支給率は、令和6年度は6月期を100分の120、12月期を100分の120とし、その基準日及び支給日は次のとおりとする。

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日

第2 期間率割合

期間率割合は、基準日以前6箇月以内の期間における会計年度任用職員の任用期間の区分に応じて、次に定めるとおりとする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

第3 常勤換算率

常勤換算率は、基準日における国において定める職員の配置基準上の常勤換算率に応じるものとする。

第4 期末手当の計算方法

期末手当は、次の算定方法により算定した額とする。

(会計年度任用職員の給料月額、月額報酬額又は1月当たり平均報酬額) × 基準支給率 × 期間率割合 × 常勤換算率